

高知大学医学部附属病院検査部規則

平成 16 年 4 月 1 日

規則 第 244 号

最終改正 令和 6 年 4 月 25 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則第 8 条第 6 項の規定に基づき、検査部の運営等に関し必要な事項を定める。

(部門)

第 2 条 検査部に、その業務を分掌させるため、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 血液・一般検査部門
- (2) 生化学検査部門
- (3) 感染症検査部門
- (4) 生理検査部門
- (5) 遺伝子検査部門
- (6) 情報管理・品質保証部門

(血液・一般検査部門の業務)

第 3 条 血液・一般検査部門においては、次の業務を処理する。

- (1) 血液学的検査、血液その他体液の一般検査、尿、ふん便等の一般検査、外来採血及び病棟検体の処理並びにその記録に関する事。
- (2) 血液検査及び一般検査の教育研究に関する事。

第 4 条 削除

(生化学検査部門の業務)

第 5 条 生化学検査部門においては、次の業務を処理する。

- (1) 血液その他体液、尿等の生化学的検査、免疫血清学的検査、外来採血及び病棟検体の処理並びにその記録に関する事。
- (2) 生化学的検査及び免疫血清学的検査の教育研究に関する事。

(感染症検査部門の業務)

第 6 条 感染症検査部門においては、次の業務を処理する。

- (1) 臨床材料等の感染症検査及び微生物学的検査、外来採血及び病棟検体の処理並びにその記録に関する事。

(2) 感染症検査及び微生物学的検査の教育研究に関すること。

(生理検査部門の業務)

第7条 生理検査部門においては、次の業務を処理する。

(1) 循環器、呼吸器及び脳・神経系の生理学的検査（心電図、呼吸器機能、脳波、筋電図等に係る検査をいう。）、外来採血及び病棟検体の処理並びにその記録に関すること。

(2) 超音波検査及びその記録に関すること。

(3) 循環器、呼吸器及び脳・神経系の一般生理学的検査並びに超音波検査の教育研究に関すること。

(遺伝子検査部門の業務)

第8条 遺伝子検査部門においては、次の業務を処理する。

(1) 遺伝子検査、染色体検査、外来採血及び病棟検体の処理並びにその記録に関すること。

(2) 遺伝子検査及び染色体検査の教育研究に関すること。

(情報管理・品質保証部門の業務)

第9条 情報管理・品質保証部門においては、次の業務を処理する。

(1) 検査部情報システムの維持管理、情報分析、外来採血及び病棟検体の処理並びにその記録に関すること。

(2) 検査結果の品質保証業務の統括及びその記録に関すること。

(3) 情報管理及び品質保証の教育研究に関すること。

(部門主任)

第10条 各部門に、必要に応じ部門主任を置き、教員をもって充てる。

2 部門主任は、部長及び副部長を助け、当該部門の業務に関し指導する。

第11条 削除

第12条 削除

(運営委員会)

第13条 検査部の運営に関し必要な事項を審議するため、検査部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会については、別に定める。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、検査部の運営等に関し必要な事項は、病院長が別

に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月26日規則第390号）

この規則は、平成16年5月26日から施行し、平成16年5月11日から適用する。

附 則（平成23年3月8日規則第84号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月12日規則第20号）

この規則は、平成23年7月12日から施行する。

附 則（平成28年1月12日規則第58号）

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（令和3年3月18日規則第49号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月28日規則第37号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年4月26日規則第7号）

この規則は、令和4年4月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年4月25日規則第3号）

この規則は、令和6年6月1日から施行する。